

(名 称)

第1条 本会は、\_\_\_\_\_自治会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦融和を図り、生活向上と共同福祉の増進、文化の向上に努めることを目的とする。

(構 成)

第3条 この自治会は、\_\_\_\_\_番地から\_\_\_\_\_番地までの区域に居住する世帯を基本に構成する。各世帯の世帯主を各々の代表者とする。

(役 員)

第4条 この自治会には、次の役員を置く。

自治会長 1名

(任 期)

第5条 役員の任期は1年とし、自治会長の合意により留任ができるものとする。

(会 議)

第6条 役員会は、自治会長が召集し会議の議長となる。

2 会員から請求があった場合には、自治会長は総会を開かなければならない。

(任 務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 自治会の運営に関すること。
- (2) 防犯灯の管理に関すること。
- (3) 市の補助金交付申請手続きに関すること。
- (4) その他、必要な事項。

(会計年度)

第8条 自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終了するものとする。

(経 理)

第9条 自治会の運営に要する費用は、市などから交付される補助金と会費をもって充てる。

2 会費は年間\_\_\_\_\_円とし、年度当初に徴収する。

3 会長は、年度末の会計報告において支出が収入を超えている場合、臨時会費を会員から集めることができる。

第10条 この規約に定めのない事項、ならびに会の運営上に必要な事項は、役員会において定める。

付 則

この規約は、令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日から適用する。